

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第5号)

平成21年9月29日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	近 藤 郁 子 議員
3番	三 浦 桂 司 議員	4番	一 色 美 智 子 議員
5番	中 村 定 志 議員	6番	杉 浦 光 男 議員
7番	平 野 龍 司 議員	8番	山 田 英 明 議員
9番	石 橋 敏 明 議員	10番	平 野 敬 祐 議員
11番	村 山 金 敏 議員	12番	安 井 明 議員
13番	松 山 廣 見 議員	14番	榊 原 杏 子 議員
15番	山 盛 左 千 江 議員	16番	伊 藤 清 議員
17番	月 岡 修 一 議員	18番	堀 田 勝 司 議員
19番	矢 野 清 實 議員	21番	坂 下 勝 保 議員
22番	前 山 美 恵 子 議員		

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	深 谷 義 己 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	企画部長	宮 田 恒 治 君
総務部長	山 本 末 富 君	市民部長	平 野 隆 君
健康福祉部長	濱 嶋 義 和 君	経済建設部長	三 治 金 行 君
会計管理者	佐 藤 政 光 君	消防長	山 崎 力 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	企画部次長	横 山 孝 三 君
		兼企画政策課長	
総務部次長	加 藤 隆 之 君	市民部次長	加 藤 慎 君

兼財政課長		兼環境課長	
健康福祉部次長 兼高齢者福祉課長	畑 中 則 雄 君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	神 谷 巳代志 君
経済建設部次長 兼都市計画課長	柴 田 二三夫 君	総務課長	塚 本 邦 広 君
代表監査委員	古 橋 洋 一 君	監査委員事務局長	高 橋 芳 行 君

## 5. 議事日程

### (1) 諸報告

#### (2) 委員長報告・同質疑・討論・採決

認定議案第1号	平成20年度豊明市一般会計歳入歳出決算認定について
認定議案第2号	平成20年度豊明市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定議案第3号	平成20年度豊明市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定議案第4号	平成20年度豊明市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定議案第5号	平成20年度豊明市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定議案第6号	平成20年度豊明市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定議案第7号	平成20年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計歳入歳出決算認定について
認定議案第8号	平成20年度豊明市有料駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定議案第9号	平成20年度豊明市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定議案第10号	平成20年度豊明市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

#### (3) 委員長報告・同質疑・討論・採決

議案第58号	市道の路線認定について
議案第59号	豊明市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第60号	豊明市土地開発基金条例の一部改正について
議案第61号	豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
議案第62号	豊明市国民健康保険条例の一部改正について

- |          |   |
|----------|---|
| 議案第 63 号 | 豊明市介護保険条例の一部改正について                        |
| 議案第 64 号 | 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について                 |
| 議案第 65 号 | 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について |
| 議案第 66 号 | 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正について                 |
| 議案第 67 号 | 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第5号)について              |
| 議案第 68 号 | 平成 21 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について        |
| 議案第 69 号 | 平成 21 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)について          |
| 議案第 70 号 | 平成 21 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について       |
| 議案第 71 号 | 財産の買入れについて(真空冷却機及びネット搬送用フライヤー)            |
- (4) 意見書案第3号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書  
意見書案第4号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書  
意見書案第5号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

**No.2 ○議長(坂下勝保議員)**

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

山田英明議会運営委員長。

**No.3 ○議会運営委員長(山田英明議員)**

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

本日午前9時 30 分より委員会を開催し、本日の議事について協議をいたしました。

その結果、お手元に配付されておりますとおり、議員より意見書案第3号から意見書案第5号までの3件の提案がありましたので、本日の議事日程に組み入れることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

#### No.4 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、諸報告に入ります。

総務文教常任委員会に付託しておりました陳情第1号から陳情第4号までの4件の陳情について、お手元に配付をいたしましたとおり、委員会報告書が提出されておりますので、その審査結果について委員長より報告を願います。

石橋敏明総務文教常任委員長、登壇にて報告を願います。

#### No.5 ○総務文教常任委員長(石橋敏明議員)

皆さんおはようございます。

議長のご指名をいただきましたので、総務文教常任委員会に付託されました陳情第1号から第4号の審査結果についてご報告をいたします。

去る9月9日午前10時より、委員全員と市長以下関係職員の出席のもと、委員会を開催し、審査いたしました。

初めに、陳情第1号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情を議題といたしました。

直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論としては、子どもたちが健やかに成長することは、国民の願いである。学校現場では不登校やいじめなどの課題が多くあり、学級規模の縮小は不可欠と考え、その財源は国が負担すべきであり、採択することに賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第1号は全会一致により採択すべきものと決しました。

次に、陳情第2号 豊明市独自の私学助成の拡充についての陳情を議題といたしました。

当局より、現状の私立学校の助成は、私立高校及び専修学校の就学援助として、所得に応じて年額1万5,000円と3万円の助成を、平成8年度から実施しているとの説明がありました。

説明の後、直ちに質疑に入りました。

市内で学費に対する相談はあるか。私立高校離れの実情はとの質疑に対し、私立高校授業料の困窮については、相談窓口で増えたということは聞いていない。私立高校離れのデータは把握していないとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論としては、本市の補助は県内でも上位であると認識している。陳情の趣旨は十分理解できるが、本市の最優先は財政再建であり、趣旨採択としたい。

県内と同じように、市内でも困窮者が増えていると思う。小中学生の準要保護が増えていることから、私立高校授業料の困窮者が増えていると思う。親の事情で学校を選べられないことのないよう採択することに賛成するなどの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第2号は賛成多数により趣旨採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第3号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書」の提出についての陳情を議題といたしました。

直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論では、長引く不況の中で、さらに昨年世界的な大不況が起き、私学に通わせる父母の経済的負担は大きい。家庭の経済的負担の軽減のためにも採択に賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第3号は全会一致により採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第4号「国の私学助成の拡充に関する意見書」の提出についての陳情を議題といたしました。

直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

主な討論としては、国の財政が厳しいことは理解できるが、このようなときにこそ、経済的施策が必要であり、採択することに賛成する。

国の政権交代もあり、国に対して公立高校授業料の無料化と、私立高校の学費負担軽減に向けた努力を促したいとの採択の立場での討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第4号は全会一致により採択すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました陳情第1号から第4号の審査結果の報告を終わります。

## No.6 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

ただいま、報告されました陳情4件について順次、採決に入ります。

初めに、陳情第1号について採決を行います。

陳情第1号に係る委員長の報告は採択であります。  
本陳情は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

#### No.7 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択と決しました。  
続いて、陳情第2号について採決を行います。  
陳情第2号に係る委員長の報告は趣旨採択であります。  
本陳情は委員長報告のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)

#### No.8 ○議長(坂下勝保議員)

賛成多数であります。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり趣旨採択と決しました。  
続いて、陳情第3号について採決を行います。  
陳情第3号に係る委員長の報告は採択であります。  
本陳情は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

#### No.9 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択と決しました。  
続いて、陳情第4号について採決を行います。  
陳情第4号に係る委員長の報告は採択であります。  
本陳情は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

#### No.10 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択と決しました。  
以上で諸報告を終わります。  
日程2、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。  
認定議案第1号から認定議案第10号までの10議案を一括議題といたします。  
決算特別委員会に付託しておりました認定議案について、お手元に配付をいたしました  
とおり、委員会報告書が提出されておりますので、その審査結果について委員長より報告  
を願います。  
平野敬祐決算特別委員長、登壇にて報告を願います。

## No.11 ○決算特別委員長(平野敬祐議員)

議長よりご指名がございましたので、決算特別委員会の報告を申し上げます。

本決算特別委員会は、去る9月8日付で付託されました認定議案10件について、9月17日及び18日の2日間にわたり、全委員及び市長以下各部長、部次長、課長、監査委員出席のもと、委員会を開催いたしました。

それぞれ長時間にわたり慎重に審査されており、また、多くの議員も熱心に傍聴をいただいております。審査状況等につきましても、既にご承知のことと存じます。

簡潔にご報告することといたしますので、ご承知いただきますよう、あらかじめお願い申し上げます。

初めに、本委員会の進め方につきましては、初日に一般会計の説明及び質疑を行い、2日目に各特別会計の説明及び質疑を行った後、討論及び採決を行いました。

なお、採決の結果、認定議案第1号から第10号は、すべて認定すべきものと決しましたので、まずもってご報告を申し上げます。

それでは以下、主な審査内容をご報告いたしますが、何分にも広範囲にわたっておりますので、質疑についての主な答弁のみご報告いたしますので、よろしく願いいたします。

最初に、現金の保管及び一時借入金の状況並びに財産の保管及び移動状況について、会計管理者より説明を受け、質疑に入りました。

主な答弁としては、前納報償金の率が下がったことによる資金運用への支障はありません。

30万円以上の備品で、減ったものは作法室にあるルームエアコン1台減で修理不能のため、勤労会館にあるビデオプロジェクター1台減で使用不能のため、不法投棄監視用の監視カメラ1台減で破損され修理費が購入価格より高いため廃棄、社会福祉課所管の特殊自動車1台減でディーゼル車使用不可による廃棄です。

介護従事者処遇改善臨時特例基金は、20年度に国からの補正により3カ年間に毎年約1,000万円を投入して、介護のサービスを少しでも安くしたいということで、介護保険料の値下げを行うものです。

19年度と20年度の基金の状況は、出納閉鎖を見た中で、一般会計では約2億3,000万円ほどの減少が見受けられます等の答弁がありました。

次に、一般会計の歳入全体について総務部長より説明を受け、質疑に入りました。

主な答弁としては、広告掲載収入は見込みのとおりです。

職員駐車場の使用料の100万円は、職員互助会から入ってきます。

エルタックス導入事業交付金は、本年10月からの市県民税の特別徴収のデータの受け入れの地方税ポータルシステムの中で、愛知県市町村振興協会から交付されます。

戻出は二重納付や税額を誤ったときなどに、当該年度中に返しきれなかったものです。20年度はバイクの軽自動車税の二重納付がありました。

不納欠損が多い一つの要因として、死亡による相続放棄があり、大きく増えています。

保育園費負担金の収入未済額 900 万円は、平成 14 年度から 20 年度までの 77 人分の滞納分です。

保育園使用料のうち、延長保育が約 800 万円、私的契約児と緊急一時保育が約 300 万円です。

資源ごみ売却金で、減ったのは資源ごみの量で、金額は増額になっています。

堆肥売却金は袋入りで約2倍、ばら売りで約5倍増えています等の答弁がありました。

次に、一般会計の歳出に入る前に、職員の人件費について、一括して企画部長より説明を受け、質疑に入りました。

主な答弁としては、再任用の当初予算上の 10 人は目標であったが、試験の結果、6人になりました。

通勤手当の自家用車は直線のキロ数に応じて、公共交通機関は5万 5,000 円を限度額としており、5万 5,000 円以内は全額支給しています等の答弁がありました。

次に、一般会計の各歳出についてであります。各款ごとに区分し、それぞれ説明を受けた後、質疑に入りましたが、以下同様に、主な答弁のみご報告いたします。

1款 議会費についての質疑はありませんでした。

2款 総務費について主な答弁としては、不用額の状況の中で、秘書人事管理費の旅費に関して実績としましては、例年約 600 万円実施しています。

テレビ広報のオープニングのところは手直しをしました。内容については今後も努力していきます。また、視聴率については調査していません。

行政評価はC評価が7事務事業あり、D評価が4事務事業あり、予算には 2,900 万円の削減を反映しています。

リース満了のパソコンは 87 台で、無償譲渡を受けています。

長期契約のLGWANサービス提供設備等は、政府が推進しているネットワークシステムで、リース期間が終了したことにより、また、基幹L3スイッチングハブは、長期契約に切りかえたことにより経費的に安くなっています。

情報システム課が新設され、市全体の電算システムを把握することができました。電算システム資産台帳を整備し、管理やメンテナンスを実施しています。

また、基幹システムの委託内容の確認などを実施して、経費の削減を図っています。

また、ITアドバイザーを外部より呼び入れ、システムのチェックや無駄なもの、安価なものに置きかえることができないか等を点検していただいています。

オープン・オフィスはマイクロソフト社のワードやエクセルと互換性があり、フリーソフト、つまり無料のソフトです。1台で約2万円削減できれば、効果が期待できます。今後は、リース切れにより切りかえていく予定ですので、効果も出てきます。

文書費でペーパーレスによる削減は、紙の購入枚数で比較しますと、平成 20 年度は

427万枚であり、平成19年度は477万枚でありました。約50万枚の削減になりました。

長期契約の中で庁舎等の電話設備は7年の長期契約をし、平成19年度は233万円でしたが、平成20年度は219万円の借り上げ金額に節減できました。

デジタル印刷機につきましては、事務の効率性などを検討しまして、片面印刷機から両面印刷機に機種の変更をいたしました。

借り上げ金額は、平成19年度は約38万円でありました。平成20年度は、半年分として15万円の支出をしています。機能の違いなどがありますので、単純には比較できないものと思います。

公用車管理事業で公用車のクラウンは入札により売却しました。

「あいち電子調達共同システム」における電子入札の16件の平均落札率は93%でありました。ここへの負担金は、本格導入しても差はありません。負担金は、人口等で案分して支払うこととなります。

全期前納した方への報奨金の実績は、平成20年度では、固定資産税が1万7,244件で3,642万円、市県民税が5,932件で1,026万円になりました。

報奨金制度がなくなりますと、全期前納から期別の納付に移行していきますので、件数等は先進市等を調査していきたいと思います。

前納報償金制度がなくなると、影響額でいうと5月から6月にかけて、最大で22億円から24億円くらい減ることが予想されます。

先ほど、現金保管状況で説明しました表で、毎月の比較をするとわかっていただけるものと思います。

市長への手紙で、提言を反映した件数については把握していません。

同じ人からの多くの手紙をいただいていますので、台帳に同じ人のものは整理してファイリングしています。

多重債務相談は毎月開設し、平成20年度は12件の相談を受けました。

また、愛知県司法書士会東支部による無報酬での多重債務相談を2カ月に一度開設し、8件の相談に対応しています。相談日は、特に問題なく対応できています。

市民活動総合保険での実績は、平成20年度は、11件で56万4,000円の支払いがありました。自治活動から市民活動に対応するようにしました。町内の大掃除のときのけが、ボランティア活動のときのけがや、資源ごみ回収のときのけがに適用しました。

また、事業縮小の中で、豊明まつりは、市民ボランティアの活躍により、多くの方が参加され成功しました。

男女共同参画推進事業では、吹奏楽コンサートを開催し、多数の方の参加をいただきました。

湯〜らんどパルとよねの入場券が、平成19年11月に料金が値上げになりまして、それ以降の年度内の利用者は実績ゼロでありました。平成20年度は、若干利用者が減ってきました。

長期契約の住基ネットシステムは、平成 19 年度は再リースでありました。検討委員会で協議しまして新規に5年の長期契約をしました。

地域安全監視員のパトロールのルートは、毎月計画を立てて、地域の状況等を把握しています。

また、午後は、児童の下校時の防犯パトロールに重点を置いて活動しています。

尾交災の 70 歳以上の公費負担をなくした件ですが、平成 19 年度は 70 歳以上の加入者は約 7,800 人で、公費負担をなくした平成 20 年度は約 3,000 人のみずからの加入がありまして、全体では 4.3%の減になりました等の答弁がありました。

3款 民生費について、主な答弁としては、生活保護については、21 年3月現在で120 件の相談がありました。申請 36 件、開始 33 件、取り下げ却下3件、廃止 36 件です。1月から3月までに開始が 11 件あり、いかに多かったかがえらると思います。

宅配給食の利用者は 188 人、19 年度は 205 人です。

高齢者住宅改修費補助事業の件数は、課税世帯 43 件、非課税世帯7件です。

安否確認事業について、ヤクルトの配付は増えており、十分なフォローをとっています。

保育園費の賃金の不用額は、フルタイム保育士と調理員等に係る費用が要らなくなったためです。

毎月人数は変わりますが、保育園のパートは約 150 名、その内訳は保育士 53 名、看護師4名、延長保育士 24 名、短時間保育士4名、延長保育士補助 43 名、調理員 24 名、管理栄養士1名、ファミサポ5名等の臨時職員です。

子育て応援特別手当支給事業費の不用額は、3月補正で 1,200 人としましたが、3月 25 日に 960 人分と決定したため、その差を減額しました。240 人分は、5月臨時会で認めていただきました。

一時保育の総数は 171 件、そのうち緊急保育8件、非定型 73 件、私的理由 90 件です。

エコアクションプランに関して、保育園の光熱水費については、沓掛保育園の耐震工事の関係で少なかった。内山保育園は、エアコンの増設で多く、西部保育園は年長、年中の部屋が暑く、別の部屋を使用しました。

また、プールの水をかえたため、電気、水道とも多くなりました。

福祉医療の拡大に伴う増加分は、子ども医療に 2,300 万円、精神障害者医療 1,500 万円です等の答弁がありました。

4款 衛生費について、主な答弁としては、公害対策事業の苦情 18 件については、県の指導等によりほぼ解決できました。

清掃総務費の負担金、補助及び交付金が不用額となったのは、資源ごみの回収量が減ったため、減額となりました。

合併処理浄化槽設置については、要望が 44 件、うち受付したのが 41 件、断ったのが3 件です。

廃食用油リサイクルについて、BDFはリッター当たり 30 円、軽油はリッター当たり 104 円

となり、年間約 55 万円の削減となります。

不妊治療の件数は 39 件、うち3件受胎です。

妊婦健診の人数は 596 人です等の答弁がありました。

5款 労働費について、主な答弁としては、勤労会館の利用者の減は、多目的ホールで卓球やバドミントンなど同時利用をしていましたが、危険であるため、それぞれの種目ごとの利用にしたために減りました。

電動観覧席設備は、平成 20 年度までは利用できましたので実施しました。現在は壊れています等の答弁がありました。

6款 農林水産業費について、主な答弁としては、山田土地改良事業は平成 20 年度で終了しまして、今後は環境課の覚書に基づいて実施していきます等の答弁がありました。

7款 商工費については、消費生活相談件数は 16 件ありました。

また、豊明まつりのみんなの生活展で家計簿を配布していましたので、その要望はありましたが、その他は特にありませんでしたとの答弁がありました。

8款 土木費については、長期契約で土木積算システムは、土木課独自で実施しましたとの答弁がありました。

9款 消防費について、主な答弁としては、防災マップを外人の多い地区に配布しました。また、市民課、市民協働課、団地自治センター、各小中学校、図書館にも配布しました。豊明まつりに環境課に依頼して 100 部、また就職あっせんで 30 部配布しました。

ボランティアコーディネーターの講習を主体的に実施しているのは、社会福祉協議会です。

また、ボランティアコーディネーター講習修了者は、聞いたところによりますと約 200 名です。

住宅用火災警報器の設置について、高齢者宅は 100%近く設置しています等の答弁がありました。

10款 教育費について、主な答弁としては、耐震化率は 19 年度 29.3%、20 年度 36.8%です。

災害共済給付人数は、小学校 317 人、中学校 145 人です。

水道使用量のばらつきについては、豊明中学校 800 万円で下水道使用料を含みます。沓掛、栄中学校は約 300 万円弱、沓掛中学校は6月から9月までプールの給水を昨年より多く使いました。

図書館費が減額となり、その対応は市民からのリクエストに関しては、県内の各図書館で借りていただくとともに、市民の方から寄贈をお願いしています。

外国人図書は、県交付金 50 万円を活用して、421 冊購入しました等の答弁がありました。

11 款から 14 款までについての質疑はありませんでした。

以上で1日目の一般会計についての報告を終わり、続いて2日目の9特別会計についての報告を行います。

特別会計についても、各会計の議案ごとに説明を受けた後、質疑に入りましたが、一般会計同様、主な答弁のみご報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

認定議案第2号の国民健康保険特別会計について、主な答弁としては、失業等で秋から半年間で200人が国保に加入しました。

軽減は、6割が1,648世帯、4割が265世帯です。

国保の限度額超は、医療分529世帯、後期高齢者支援分574世帯、介護給付分127世帯です。

特定健康診査の対象者は1万1,820人、受診者は4,571人、受診率38.7%です。その中で、特定保健指導はイエローカードに当たる動機づけ支援は516人、レッドカードに当たる積極的支援は160人に行っていました。

その効果は、動機づけ支援につきましては、医療機関等で1回のお話、実技の後、6カ月後に体重、腹囲などの変化について報告をいただくことになっています。

医療費は流用増していて、なぜ不用額が出るかの点については、医療費は不確定な部分があり、毎年、年度当初においては予算が不足するため流用をし、1月から3月の医療費の見込みにより12月補正をしています。その結果、不用額となったものです。その理由は、20年度はインフルエンザが大流行しなかったためです。

12月と3月に支払のピークが来て、1月、2月は支払が落ち込みましたが、例年ですと12月から翌年度までピークが続くところ、20年度は小康状態で推移しました。

保健衛生普及費が減になったのは、全体で2,600万円ほど減額となっていますが、そのうち、健康診査等の委託料が1,200万円ほど、国保加入者の各種健診に係る一部負担金が1,400万円ほど減額になっており、これらは特定健診へ移行したためです等の答弁がありました。

認定議案第3号の下水道事業特別会計について、主な答弁としては、下水道使用料の括弧の中の数字は未賦課分を別枠で表示しています。平成20年度末では、流域下水地区で18件、二村台地区で16件の合計34件になります。平成20年度末現在の未納額は合計で413万4,336円になります。

未賦課分の関係ですが、完納した人は、下水道事業は85人で390万7,252円になりまして、農排は3人で41万9,496円になります。合計しますと88人で432万6,748円となります。

境川流域下水道事業に係る建設負担金は5,594万5,267円、それから境川流域下水道推進に係る協議会負担金は912万8,887円でありました。

建設負担金の内訳は、管渠整備費が1,734万8,603円、処理費が3,808万7,347円、単独分の事業費が50万9,317円になりました。

繰上償還によって削減できた経費は1億2,622万7,039円です等の答弁がありました。

認定議案第4号の土地取得特別会計について、主な答弁としては、土地開発基金については、金融機関の定期で運用しています。

土地の管理は、所管の会計において草刈りをしています。また、職員が刈っているところもあります等の答弁がありました。

認定議案第5号の墓園事業特別会計について、主な答弁としては、共用部分は草刈りを行っています。売れ残っているところは、職員が刈っています。

維持管理費については、管理基金条例により維持管理を行います等の答弁がありました。

認定議案第6号の老人保健特別会計については、質疑はありませんでした。

認定議案第7号の農村集落家庭排水施設特別会計について、主な答弁としては、需用費の不用額のうち、光熱水費 160 万円の減は、単価に変動がありませんので、使用量の節減によるものです。維持管理費としましては管更正を実施してきました。総体的に下がるように努力しています。トン当たりの維持管理費は変わらないと思います。

沓掛浄化センターの維持管理費は 20 万円ほど上がっていますが、常駐の職員や特記仕様などの変更によるもので安価にやっています。

また、マンホールポンプの保守点検は毎月1回実施しています。

愛知県土地改良事業団体連合会は県の出先機関のようなもので、農業関係の機関で、このような専門技術を有している団体であります。

随7は、時価に比して著しく有利な価格で契約できるときでありまして、安価に契約できました等の答弁がありました。

認定議案第8号の有料駐車場事業特別会計について、主な答弁としては、予算に比べて使用料が減った要因につきましては、長時間の利用が減りまして、小時間利用者が多くなったことにあります。

夜間延長ですが、午後 11 時から午前零時 30 分まで延長しまして、この間の利用者は2万 1,800 台の 2.7%で約 590 台になりまして、使用料は約 26 万円の試算になります。

前後駅前市営駐車場パーキングメーター保守点検業務委託は、パーキングメーターが 14 基から 21 基になったためであります。

また、前後駅前市営駐車場夜間警備業務委託は、緊急対応できるようにするために、点検業者と同じ会社にしました。これによりまして安価に契約できました。

トラブルにつきましては9件報告がありまして、早急に対応しました。

使用料の減につきまして、値上げが要因かどうかにつきましては、まだ検証できていません等との答弁がありました。

認定議案第9号の介護保険特別会計について、主な答弁としては、介護サービス利用率は 77.8%です。

20 年度の調定の滞納は 759 万 7,500 円、203 人です。

所得段階別は、第1段階8人、第2段階 44 人、第3段階 11 人、第4段階 51 人、第5段階

61人、第6段階28人です。

入所待機者は昨年4月1日現在、特養で介護度1から5で69人、介護度3から5で42人です。

長期継続契約の認定審査会支援システムについては、5年前「リオス」のシステムが普及していませんでしたが、現在普及しており、今回の契約は安価となりました。

主治医意見書作成料については、在宅新規5,250円、在宅更新4,200円、施設新規4,200円、施設更新3,150円です等の答弁がありました。

認定議案第10号の後期高齢者医療特別会計について、主な答弁としては、国の特別軽減に係るシステム改修費の補正予算額512万4,000円を含んでいますが、全額国の補助によるものです。

軽減延長は、法定外の国の特別軽減によるもので、その費用は国が負担しており、市の負担はありません等の答弁がありました。

以上で各認定議案の質疑を終結し討論に入り、各委員より賛成、反対の討論がありましたが、委員会での討論は本日、改めて本会議場で詳しく討論されると思いますので、ここでの報告は省略させていただきます。

なお、採決については議案順に行い、委員会報告書のとおり、認定議案第1号、第8号及び第10号の3認定議案は賛成多数により認定すべきものと、認定議案第2号、3号、4号、5号、6号、7号及び第9号の7認定議案は、全会一致により認定すべきものと決しました。

最後に、今期定例会の認定議案に付随した関係書類の中で、非常に多くの誤りが見受けられ、正誤表配付の処置が再三なされました。委員会の中でも注意をいたしましたが、今後においては、資料の作成及び確認に当たっては、十分精査されるよう決算特別委員長として強く申し入れをいたしておきます。

以上で決算特別委員会の報告を終わります。

#### No.12 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

#### No.13 ○議長(坂下勝保議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入りますが、討論については10議案を一括して行い、採決は各認定議案ごとに行います。

討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、近藤郁子議員。

#### No.14 ○2番(近藤郁子議員)

認定議案第1号 平成20年度豊明市一般会計と認定議案第2号から第10号までの平成20年度豊明市特別会計の決算認定議案について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をいたしますが、その前に、決算特別委員会が招集され、各会計を審査するに当たり、今回の資料の不備は余りにも多く、決算を審査する資料というにはほど遠く、財政難をどう乗り越えていくのか。今、豊明市の財政の根幹となる問題点をどのように考えているのか、問いたださなくてはならない事態が発生したことは遺憾であり、決算は言うなれば行政が市民にどれだけサービスできたか、どれだけ有効な仕事ができたと表現するものであり、行政に従事する市職員にとって、何より大切なものであると考えますが、そういった意識がないのであれば、それが重大な問題点であります。

間違いや不備は、確認作業がされてもなお起こる場合もありますが、ほぼ全庁内にわたっての不備に関しては、それには値しません。次々と提出される正誤表は、行政の足並みをあらわしているのではないかと危惧するものですが、起こってしまった問題は教訓とする以外にはなく、早急に原因を究明、改善し、必ず今後の行政改革に生かしていただきたいと切望するものです。

では、第1号 一般会計について、一般会計歳入歳出ともに決算額は、歳入で8.9%の減少、歳出で9.3%の減少であるにもかかわらず、財政力指数はわずか0.01ポイント上回り、前年同様、普通交付税の不交付団体であったことは、妥当な水準での行政が行える財政力の強い団体という判断がなされたからで、「ないそでは振れない」と、大半の事業で費用のスリム化が図られたことが、思わぬポイントになったというのでしょうか、その限られた財源でどう市民サービスを進めるのか。

豊明市の財政の歳入は市税が6割を占め、その伸びは前年比1%にも満たないものであり、今後も大きな変化は望みにくいと思われませんが、市民の要求に予算がないというだけでは、市民は不満から不安にもなっていくでしょう。

決算認定は、昨年度の市政がどのような結果をもたらしたかを審査するものであり、それを進める中、明るい削減であったものについて評価したいと思います。

市民の活動保険が通常のボランティア活動にまで有効になり、市民のボランティア活動の活性化に一役買ったことは言うまでもなく、さらに費用削減もできたことや、電算管理の中でパソコンのリース満了に際して、無償譲渡を受け、今年度対象の87台のパソコンのリフレッシュ作業を職員で行い、経費削減、グリーン化に貢献したこと。今後もこのようなアイデアを駆使してくれることを市民も期待しているでしょう。

一般会計のどの項目をとっても、大半がじりじりと費用の削減がされ、次年度も細かく一つひとつの費用を精査しなくては成り立っていかないものと思われませんが、そういうときこ

そ、一層費用対効果が上がるよう、事業後は結果をしっかりと把握され、1円でも効果的に使ってほしいとお願いするものです。

続いて、国民健康保険特別会計については、健全な会計運営に当たっては、歳入不足が予想される中、決算において細かな数字も把握されており、適切な説明があったと評価するものです。

市民の生命にも直結する事業でありますから、今後も細やかに困窮する市民のないよう運用をしていただきたいとお願いいたします。

次に、下水道事業特別会計と農村集落家庭排水施設特別会計については、21年度より値上げに踏み切り、料金体系も同様になることで、下水道事業としては一本化が図られようとする中で、市民に協力を求めた以上は、収納率が前年より下がっては、市民の不満につながっていくことになるので、収納率アップを図られたい。

土地取得特別会計については、取得、売却ともになく、金融機関からの利子の運用で基金に繰り入れられたが、その際、前年に比較して73.1%の減少である。無駄な維持管理費用を使わぬよう努力していただきたい。

墓園事業特別会計については、今後の管理体制を考えていかななくてはならないでしょう。永代使用料の10%の基金積立だけでは維持管理ができないのであれば、積立額も含め財政が厳しい中にある場合は、早急に再考する必要があると思われまます。

老人保健特別会計については、後期高齢者医療特別会計に移行し、後期高齢者医療特別会計については、高齢者にも1割の負担をいただくということになり、特別徴収では100%、普通徴収においても99.2%の収納率を出しているのは、高齢者の医療に対する依存率をあらわしていると言えら思われまます。

低所得者の軽減は必須事項であり、今後はそういった点の動向も注目していただきたいと思われまます。そのためには、市民の様子をしっかりと把握していく必要があります、利用できない方が出ないようにサポートをされることを要望しまます。

有料駐車場特別会計については今後、利用者の動向を把握し、より利用しやすくして、利用率を高めるよう努力していただきたい。その中には経費削減のアイデアも欲しいところだす。

最後に、介護保険特別会計については、高齢者社会にあつて支えでもあり、負担でもあるわけだすが、特別徴収は100%であるものの滞納もあり、高齢者の切実な様子がかうかがえまます。

受益者負担はいたし方がない高齢者社会にあつても、冷たい介護保険にならぬよう、後期高齢者医療同様、利用しやすい事業であるようサポートをいただきたいと要望して、賛成討論といたしまます。

以上だす。

続いて、松山廣見議員。

#### No.16 ○13番(松山廣見議員)

それでは、議長のご指名を得ましたので、公明党市議団を代表して、豊明市平成 20 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

昨年秋以降の世界的な景気減速の中で、日本経済は政府与党の切れ目のない景気刺激策が功を奏し、雇用情勢などは依然として厳しいものの、持ち直しの動きも広がりつつありますが、政権交代による不透明な経済対策により、自治体財政の状況も再び後退する可能性が懸念されます。

20 年度決算収支状況では、一般・特別会計の決算総額は、歳入 296 億 5,300 万円余、歳出 286 億 5,800 万円余となっております。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、9億 9,400 万円余であります。

一般会計における実質収支額は6億 1,600 万円余、特別会計においては3億 5,900 万円余と、それぞれ黒字の報告でした。

当年度の実質収支9億 7,500 万円余から前年度の実質収支8億 8,400 万円余を差し引いた単年度収支では、9,000 万円余の黒字となったものの、自主財源の根幹である市税は、前年度8億 6,900 万円余の増収に引き続き、20 年度は 9,200 万円余微増の 106 億 3,000 万円余となりました。

一般会計では、収入未済額が 15 億 3,100 万円余、不納欠損額が 2,100 万円余、特別会計では、収入未済額が7億 6,400 万円余、不納欠損額が 5,800 万円余となっております。

この収入未済額については、収入未済額のうち、定額給付金を始めとする国庫補助金を除いた収入未済額については、収入未済額となる要因を分析した上で、収入未済額が解消されるよう検討を重ね、市民負担の公平と自主財源の安定確保に向けて努力をしていただきたいと思います。

次に、歳出については、一般会計 171 億 5,600 万円余、特別会計 115 億 100 万円余で、前年度と比較して合計 29 億 4,400 万円余、9.3%減少しております。

これは、一般会計で消防署南部出張所建設及び学校施設耐震化事業による増加となっておりますが、特別会計では老人保健事業から後期高齢者医療に切りかわり、高齢者の医療給付費が減少となったことが、主な要因であります。

20 年度において、前年度に引き続き公共施設の耐震化事業や、公共施設等に設置するための自動体外式除細動器(AED)購入事業、管路施設の機能強化対策事業、消防署南部出張所建設、沓掛小学校校舎増築事業など、主要な施設が実施されました。

以上のような決算内容であって、決算委員会で慎重審査の結果、決算書の一部誤りを指摘されましたが、当局の的確な修正により、本決算を認定することに何ら問題点もないと確信するものです。

市民の期待に的確にこたえていくためには、厳しい財政状況を踏まえ、財源の確保に努

められ、以下のことを申し添えます。

財政の厳しい中、いろいろと工夫されています。例えば、豊明まつりがいい例ですが、市民と職員の協力で成功裏に終わったこと、今後もこの姿勢で臨んでもらいたい。

学校の耐震工事、消防署南部出張所の建設工事とも、鉄筋の値が急騰している時期にもかかわらず執行されており、評価するものです。

20年度は風邪の流感もなく、医療費や介護費用など安定しており、国保や介護の特別会計はよい決算になりましたが、今はインフルエンザが心配されるところです。

前納報償金制度が廃止され、景気も不安定で、滞納の増加や20億円余りの影響が出るような試算もあり、来年度に向け留意してほしい。

政権も変わり、22年度予算にどのように影響があるか、早急に調査を進めていただきたいことを申し添えて、一括して賛成討論といたします。

以上です。

#### No.17 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、榊原杏子議員。

#### No.18 ○14番(榊原杏子議員)

平成20年度の決算について市政改革の会を代表し、認定議案第1号の一般会計と第8号の有料駐車場事業特別会計、第10号の後期高齢者医療特別会計について反対、その他は賛成の立場で討論をいたします。

一般会計について問題点を指摘し、反対理由といたします。

市長が変わられて初の予算編成となった20年度の当初予算を振り返ると、財源不足から予算組みが大変困難となる中で学校の耐震化など、安全・安心のための事業を優先していくため、なけなしの基金を振り絞り、委託費や経常経費、補助金のカットや数々の事業の縮小、廃止にもこれまで以上に踏み込んで、ようやく帳尻を合わせた予算でありました。

決算委員会においては、これらのカットや縮小の影響、効果、さらには年度後半のリーマンショック以降の不況による市民生活の変化と対策について重点的に審査を行ってまいりましたが、質疑に対して全くかみ合わない答弁など、当然意識をしていなければならないこれらの視点が欠けているのではないかと、心配になるような場面も多かったです。

事業の見直しの結果、縮小、廃止をする事業が出てくるのは仕方ありませんが、削ったら削りっぱなしという態度には疑問を感じます。

それまでやってきた事業の意義を考えて、だれに、どのような影響が出るのか。悪影響を最小限にとどめるためにはどうすべきなのか、かわりにやれることは何かないか、それとももっと削っても大丈夫なのか、神経を研ぎ澄ませてその結果について分析し、検討を加えるべきです。大きな問題が起こらなかったからといってよしとせず、市民の忍耐や協

力のおかげであることをもっと意識してください。

特に20年度は、高齢者に関係する事業で大分削減を行いました。二度にわたる負担増で大幅に利用が減ってしまった宅配給食サービスや、住宅改修の補助金の削減などは、事業の目的と照らし合わせて大変問題があります。結果を見て、本当に削って大丈夫だったのかどうか、再度検証をする仕組みくらいはつくってはどうかと思います。

引きかえ、無駄を省くという意味合いにおいては、やはりまだ不十分でした。補助金の見直しは一律ではなく、ゼロベースでやり直すべきと再三主張をしております。

委託の見直しに関しては極力、随意契約のものを入札に切りかえるという方針は出されているものの、各課での取り組み状況に温度差があります。全体として見ても、委託全体の件数に占める指名の割合は2割程度しかなく、19年度と比べてむしろ減っている状態です。

随意契約の種別のうち、大半を占めるのは第2号の競争入札に適さないものとなっておりますが、都合のよい解釈に思えるものが多々見受けられます。

情報システム課を新設し、専門職を招いて電算委託のチェックを行うようになりましたが、すべてのチェックは無理、効果は不明という残念な答弁でありました。体制が不十分なら、拡充を検討すべきであります。

全体のシステムを見渡している間に、また次々と各課で新しいシステムが導入されていては、永久に抜本的解決が図られないのではないのでしょうか。

また、せっかく新しい課をつくって、成果も既にいろいろとあるのですから、まとめて報告できる状態にしておいていただきたいものです。

長期継続契約という新しい仕組みが始まり、一覧表も出されましたが、合計の効果としてはまとめられておらず、期待外れでした。

ほかに、エコアクションプランによる光熱費の削減や紙類の減量などもそうですが、全庁的に取り組む課題について、担当部署に権限と責任を与え、もっと主体的に各課に関与するようにして、効果を出していかなければなりません。縦割りの弊害と何年も言ってきた、むしろ最近はそれを口実にしているようにさえ思えます。

幾ら組織をいじっても、横割りの委員会をつくっても、最終的にはそこにいる人間の意識の問題です。他の部署のことについて越権行為などと言わずに、市役所全体の問題として皆で共有し、解決する習慣をつけていかなければ、いつまでたっても縦割りの弊害はなくなりません。

市長が常々言われるように、職員の意識改革が急務であります。そろそろ効果、結果を出していただきたいころ合いであると感じました。これらが解決をしないうちに、お金がないからと言って市民に負担を求めても、理解が得がたいのは当然のことです。

年度後半、特に年明け以降には、企業の大量解雇などが相次ぎ、生活保護の相談や申請が増え、国保には失業者の流入、収納率の低下など、影響が出てきました。失業者や生活困窮者への対策について、年度中にも求めてきましたが、対応は後追いで、十分機

敏に行動できたとは言えません。

急場に対応するだけの蓄えがないとは言え、国や県の対策を待っているだけだったり、いざ、交付金が出ることになっても、事業が思いつかないというのは、お金がないことを理由に思考停止しているあらわれです。

市は、どうせお金がないと言って何もしてくれないと、物わかりのよい市民はあきらめて、何も言ってこなくなるかもしれません。そうした場合に、楽になったように感じるかもしれませんが、それは自治体としては末期症状ですので、強く危機感を持っていただきたいと思います。

特別会計の主なものについて申し上げます。

国民健康保険につきましては、後期高齢者医療制度のスタートにより、少なくとも国保財政は好転するのかと思いきや、思ったほどでもなく、むしろ収納率低下の影響を受けてまっています。

加えて不況下で、非正規雇用労働者や失業者の加入が増え、国民皆保険制度の最後のとりでとしての福祉的役割が強くなっています。

20年度は特定健診のスタートが話題となりましたが、かろうじて目標値を達成したということで、やるからには成果に結びつくように引き続き努力していただきたいと思います。

下水道と農村集落家庭排水については、年度中に値上げの議論で紛糾をしました。実際の値上げが反映されるのは今後ですが、値上げに向けて経費節減や接続率向上などの努力を求められていたのに、しっかり数字が把握されていなかったのは問題です。反対とはしませんが、常に意識をして事業に当たられたいと要望をします。

また、上水や流域への委託や負担金についても、見直せるものは見直す姿勢を徹底してください。

介護保険については反省材料の多かった第3期の最後の年でありました。もうまとめは済んだと言わず、滞納の状況や、適正化という名のもとにどういう事態が起こったのか、よく分析をし、今後役に立てていただきたいと思います。

年度中に行われた第4期の計画作成に当たり、他市町より配慮のある段階設定にされたことについては、評価をしたいと思います。

反対のものについて、有料駐車場については、料金収納が見込みより、さらに減少していますが、要因分析ができていません。場当たりに時間延長や料金の変更を行い、増えた、減ったを繰り返し、一体どこにたどり着きたいのかわかりません。今までかかった費用、そして今後、施設を維持していくのに長期的にかかる費用も含めて、根本から考え直していただきたいものです。

後期高齢者医療制度については、国の方針のぶれにより地方は対応に追われ、さんざんでした。企業の健保組合が解散に追い込まれるなど、社会的に悪影響は出てきましたが、よい影響については余り実感できず、やはり認めがたい制度です。

今後、政権が変わったことで、制度がどのように見直されるのかは不明ですが、自治体

や加入者になるべく負担の少ない形でソフトランニングできることを望むばかりです。

最後に、決算のあり方について一言申し上げます。

資料の多数の間違いについては、これを機に改善策を講じられるということですから、次年度以降に期待をしておきます。

決算審査の準備をするに当たり、まず書いてあるものが正確かどうか確かめないと内容に入れないようでは、大変骨が折れますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

ただ、何のための資料をつくるのか、それぞれ職員が意識をしていただければ、おのずとこういうことも結果として減ってくるはずです。

決算のための決算ではなく、未来に生かすためのまとめなのだということを、間違いのない資料づくりとともに全職員に徹底していただきたいとお願いをし、討論を終わります。

#### No.19 ○議長(坂下勝保議員)

討論の途中でありますが、ここで 10 分間休憩といたします。

午前11時2分休憩

午前11時12分再開

#### No.20 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

前山美恵子議員。

#### No.21 ○22番(前山美恵子議員)

日本共産党より20年度の決算認定について、認定議案第1号 一般会計、第2号 国民健康保険特別会計、第9号 介護保険特別会計、第10号 後期高齢者医療特別会計について、反対の討論をします。

まず、一般会計について反対の討論をします。

平成20年度も貧困と格差の拡大が社会に重くのしかかった年でした。地方分権の名のもとに、新自由主義的構造改革の路線によって家計は痛めつけられ、民間給与所得者で年収200万円以下のワーキングプアと呼ばれる人が1,022万人に達し、生活保護受給者も増加をし、家計の可処分所得は10年前の304兆円から281兆円と大きく減少しており、それだけ市民の生活が苦しくなっている年度と言えましょう。

国民が日々の生活に、これほどまでに苦しみ、不安を抱いているのに、この解決に政治的手だてがなされていないというのが実態であります。

豊明市の20年度の決算は、一般会計で6億円の黒字であり、財政健全化法に基づく指標でも健全度を示しています。

一方、市民の側から見ますと、17年度からの税制改正の大増税による負担増に苦しめられてきている状態であり、本市はこれらの増税に対して、市民の生活を守る施策や、市民の生活を応援する手だてが打たれておりません。

以下について、反対の理由や問題点、あるいは意見を申し添えて討論とします。

1点目として、個人住民税の引き上げであります。

17年度から配偶者特別控除の縮減、年金控除の縮小・廃止、定率減税の廃止等の増税と続いています。20年度は年金からの非課税限度額が全廃されました。年金が増えていないのに増税ですから、また、非課税であった市民が課税になったのですから、滞納の原因にもなります。

ちなみに、滞納者も17年度では2,040人ですが、20年度では3,420人と、わずか3年で1,400人も滞納者が増えています。この間の増税と不況が暗い影を落としていることがうかがわれます。増税で苦しむ市民に対して減免制度の拡充や、生活を守る施策を講ずるべきでした。

市民の減税が廃止される一方で、大企業やお金持ち減税、株式優遇税制などは、引き続き存続をされており、不公平と言わざるを得ません。

2点目として、高齢者に対して福祉施策の後退についてであります。増税によって非課税者から課税者になり、福祉サービスが後退したにもかかわらず、何ら手だてをしておりません。

また、給食サービス費の引き上げ等、社会的弱者に対して事業の後退を招いた責任は、大きいことを申し上げておきます。

3点目として、教育関係では2回目の学力テストが行われましたが、子どもたちに成績主義を一層際立たせるようなことについて問題があります。公表については、引き続き行わないことを強く求めておきます。

また、就学援助の支給基準が1.2に引き下げられました。前年の受給者は390人であり、20年度では経済不況を反映してか、1.2に引き下げられても379人になりましたが、この不況時に困窮している家族が切り捨てられたのではないかと胸が痛みます。次年度には改善を求めるものです。

教員の長時間労働や過密労働について、労働安全衛生法の改正により文部科学省からの通知文を愛知県教委が握っていたとはいえ、本市の教員へのケアが遅れたことも重大であります。

4点目として、職員の非正規化の問題があります。

私も質問をしてきましたが、官製ワーキングプアと呼ばれる問題です。全国の実態調査結果で、非正規職員の約8割が年収200万円程度のワーキングプアという報告がありますが、本市でも例外ではありません。正規職員と同じ仕事をしていながら、身分保障がなく、賃金や休暇などが低く抑えられていることは問題です。

職員の非正規化に関連して、集中改革プランにより厳しい定員、職員定数管理が行わ

れており、正規職員が団塊の世代の大量退職により、必要な補充を十分せず、非常勤で穴埋めをする事態になっております。このことは職員の過密労働とともに、住民サービスの低下にもつながります。

以上、一般会計につきまして、思いつきましたことを述べましたが、最後に国の問題として指摘をしておきたいと思えます。

地方に権限をと、多くの自治体で地方分権の推進を訴えてきました。確かに、中央集権でない地方分権は大切であります。

しかし、国は三位一体改革、市町村合併、財政健全化法等という分権改革を通じて、ここ10年ほどの間に、本市を始め地方を著しく疲弊させてきています。地方にできることは地方に任せるといふかけ声のもとで、財政の健全性については自治体の自己責任というデオロギーを吹聴し、地方交付税による財政調整の役割を弱めさせてきました。

こうした背景から、自治体は財政リストラに追われ、民でできることは民でというスローガンのもとで、集中改革プランを立て、実行しているところであります。

他方では、経済情勢が悪化し、住民生活や雇用に対する行政の政策が、かつてなく重要になっている中、国は巧妙に基準財政需要額を少なくし、財政措置を打ち切った責任は重大であります。この点が反対の大きな理由であることを申し上げておきます。

次に、認定議案第2号 国民健康保険特別会計について反対の討論をします。

一般会計でも述べましたように、貧困と格差が増大し、ワーキングプアと言われる生活困窮者が増えております。本来、住民の命と健康を守るべき国民健康保険制度が、今では住民の生活を脅かすほどの存在となっております。

そのような背景の中で、市は前年度にまして1人当たりの一般会計からの繰り入れに努力され、国保税の引き上げを抑えられたことには評価をしたいと思います。

ただし本市として、国の税制改正で納税になり、法定減免制度から外れてしまったり、国保税が引き上がったたりした年金生活者は、滞納の原因にもなりますので、対処を求めるものです。

また、保険証を窓口にとめ置かれている世帯が130軒以上にも上ります。国民皆保険と言われた制度です。無保険状態、無保険証状態になりかねません。早急に解決することが求められます。

20年度から始まった後期高齢者医療制度とともに健診制度は、メタボと糖尿病に特化した特定健診に変わりましたが、この検査項目で住民の健康管理はできず、健診内容を充実しなければ住民の疾病の重症化の見逃しが起きてしまいます。改善を求めておきます。

ところで、高過ぎて国保税が払えない世帯が20年度も増加しています。その増加の背景に、国がペナルティーをかけ、国庫負担を削減してきたことから、高過ぎる国保税になったわけであり、国の責任が大きいと言わざるを得ません。

20年度も代替の県調整交付金を加えても、計算したところによりますと、本市では約42.5%くらいしか、国と県の補償がされておられません。50%を補償すべきであり、社会保障

制度としての皆保険制度を形骸化させて、高過ぎる国保税を市や住民に押しつけた一番の責任は国にあり、これには賛成できません。

次に、認定議案第9号 介護保険特別会計について反対の討論をします。

介護保険料の大幅な引き上げから3年目の20年度でも、保険料の滞納者が200人にも達します。分割で納めるように指導しているとのことですが、保険料の法定減免が創設されていない中での分割指導では、かえって払えない高齢者を苦しめることとなります。

さらに、17年度からの連続の税制改正で住民税非課税から課税になってしまい、保険料の段階も引き上がり、滞納の原因をつくってしまいました。この対策に手を差し伸べておりません。

20年の段階で余剰金が2億円以上も残っているわけでありますから、この段階で減免制度なり、保険料の引き下げなどをすべきでありました。

19年度の厚生労働省の指導で、介護認定の見直しにより、前年度より介護給付費で予防サービス費が増となり、介護サービス費が減となり、十分サービスが受けられない高齢者も出ており、生活に支障を与えています。

また、保険料を払っていても、施設に入ることができない待機者の問題も置き去りにされたままであります。

歳入の問題では、国からの調整交付金はゼロであり、本来なら25%の補償をすべきで、5%分を1号被保険者に押しつけていることは許されません。

以上で介護保険特別会計の反対討論とします。

第10号 後期高齢者医療特別会計について反対の討論をします。

20年度から始まりました後期高齢者医療制度は、開始直後から激しい高齢者の反対運動が巻き起こりました。後期高齢者医療は、天井知らずに上がっていく保険料を、すべての高齢者から取り立てる一方、制限された差別医療を押しつける内容となっており、高齢者の怒りを買うのは当然のことです。

世論の怒りに押されて、ある一定の減免がされましたが、それでも滞納が発生し、あの手この手で徴収に苦勞されているところですが、支払能力がない高齢者の問題を根本から見直しをしなければなりません。

ただ、資格証明書の発行をされていないことには理解をしたいと思います。

健康診断も差別的な内容のため、高齢者の健診の機会を奪いました。これは21年度には改善をされましたが、高齢者を厄介者とする姿勢が如実にあらわれている制度と言えます。

さて、政権が変わり、後期高齢者医療制度の廃止が掲げられておりますが、廃止後の方向として、我が党はとりあえず元の老人保健制度に戻すことを提案しており、この場合、後期高齢者は国保に戻ることになりますが、保険料が高くなる高齢者が出てくるのは当然です。この場合、国庫負担を増額して、国保税を軽減する措置をするべきだと考えます。

よって、この制度はすぐにでも廃止すべきと考え、反対の討論とします。  
以上です。

#### No.22 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、中村定志議員。

#### No.23 ○5番(中村定志議員)

それでは、黎明を代表いたしまして、認定議案第1号 平成20年度豊明市一般会計歳入歳出決算認定について及び認定議案第2号から第10号までの各特別会計歳入歳出決算認定につきまして、一括して賛成の立場で討論をいたします。

初めに、歳入に関してですが、昨年後半に起きたアメリカの金融危機に端を発した世界的な景気後退により、企業などの業績や雇用情勢が急速に悪化し、100年に一度と言われる未曾有の経済危機に直面いたしました。

この景気後退の影響を受け、法人市民税は約13%減の5億9,000万円余となりましたが、個人市民税や固定資産税は、まだ影響を受けずに済み、前年比9,000万円余と若干の増収となりました。

しかしながら、地方譲与税や地方消費税交付金を始めとする各交付金は、景気後退の影響を受け、軒並み減額となりました。

また、国の三位一体改革による5兆円の交付税削減の影響を引き続き受け、平成20年度の財政力指数1.01は、前年度に引き続き不交付団体となり、普通交付税は交付されませんでした。

国庫支出金につきましては、耐震化工事の増から7,000万円余の増額、寄附金につきましても、中京競馬場前駅に隣接する大脇館線改良工事に対するJRA環境整備費の交付率が増え、4,000万円余の増額となっております。

次に、基金からの繰り入れですが、平成20年度におきましても、財源不足を補うため取り崩しを行っております。財政調整基金4億7,000万円を始め、教育施設基金、福祉施設基金、福祉基金、合わせて5億5,000万円余の繰り入れを行っており、前年度より3億2,000万円余の減額とはなっておりますが、財政調整基金残高は平成21年5月末の出納閉鎖時で4億4,000万円余、平成21年度予算では3億7,000万円を取り崩し、残り7,000万円余と、非常に厳しいものとなっております。

市債につきましては、臨時財政対策債や教育施設の耐震化工事、消防署南部出張所などを合わせて、9億3,000万円余の借り入れをし、返済は11億7,000万円余ですので、プライマリーバランスは黒字となっております。

市債残高は、一般会計・特別会計を合わせて前年度より7億円余減少し、平成20年度末では244億2,000万円余となりました。

借り入れ状況を示す実質公債費比率は、愛知県、全国市町村平均から見ても、数値的

にはよい状況になっております。

しかしながら、本市の特徴である基金の少なさ、いわゆる貯金がないということは、一層の事業の見直し、施策の見直しが求められます。

次に、歳出に関してですが、平成21年3月に消防署南部出張所が建設されました。南部8区、大脇、大根、坂部、前後、館、桶狭間、桜ヶ丘、落合での署名運動に端を発し、平成15年12月議会に南部8区長連名で建設要望の陳情がされ、平成21年4月1日、運用開始の運びとなりました。南部の市民の皆様からは大変喜ばれております。

しかしながら、建設工事入札の際に若干の不手際があり、今後、本市の工事にはこのようなことがないように注意をしておきます。

教育施設の耐震化工事につきましては、中国・四川大地震で校舎が倒壊し、たくさんの子どもが犠牲になった教訓を生かし、相羽市長が前倒ししてでも早期に完了させるという心強いご英断をされました。まだ継続中ですが、1年でも早い完了を要望いたします。

秋の豊明まつりでは、大幅な予算削減の中、市民の皆様の協力のもと、職員の皆さんのボランティア、特に若手職員有志のボランティアでの協力により、成功裏に終わったことは、市民協働が叫ばれる現在においては、非常に有意義だったと思われれます。

子ども医療につきましては、無料化を通院、入院とも未就学児だったものを、通院は小学3年生まで、入院は中学3年生まで拡充されました。

また、妊婦健診においても、2回から5回に拡充されました。

ともに、少子化対策、子育て支援の一環として心強い施策の拡充であります。

情報システム課のシステムアドバイザー配置につきましては、各課にわたる多額のシステム改修費の削減につながる配置のはずですが、まだまだ数値にはあらわれておりません。その配置のメリットが、全システム改修費について早期にあらわれるよう、一層の努力を要望いたします。

次に、特別会計に入りますが、9つの特別会計のうち、7つの特別会計に一般会計から繰り出しを行っております。前年度よりは3億円弱減少しておりますが、トータルで20億8,000万円余、一般会計歳出の12%強になります。

国民健康保険特別会計には6億円余、下水道事業特別会計には8億7,000万円余、介護保険特別会計には4億6,000万円余、介護保険以外は前年度より減少しておりますが、まだまだ多くの繰り出しが行われております。

当然ですが、すべての特別会計は独立採算制を原則に自主運営ができるよう、委託料や人件費などで徹底的に歳出削減の努力を行っていただくことを強く要望しておきます。

最後に、平成20年度一般会計決算及び各特別会計決算には一定の評価をいたしますが、これからも一層の無駄の削減及び職員定数の早期削減完全実施を強く要望して、認定議案第1号 平成20年度豊明市一般会計歳入歳出決算認定について及び認定議案第2号から第10号までの各特別会計歳入歳出決算認定についての賛成討論といたします。

**No.24 ○議長(坂下勝保議員)**

以上で討論を終結し採決に入ります。

初めに、認定議案第1号について採決を行います。

認定議案第1号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.25 ○議長(坂下勝保議員)**

賛成多数であります。よって、認定議案第1号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第2号について採決を行います。

認定議案第2号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.26 ○議長(坂下勝保議員)**

賛成多数であります。よって、認定議案第2号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第3号について採決を行います。

認定議案第3号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.27 ○議長(坂下勝保議員)**

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第3号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第4号について採決を行います。

認定議案第4号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.28 ○議長(坂下勝保議員)**

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第4号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第5号について採決を行います。

認定議案第5号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.29 ○議長(坂下勝保議員)**

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第5号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第6号について採決を行います。

認定議案第6号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.30 ○議長(坂下勝保議員)**

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第6号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第7号について採決を行います。

認定議案第7号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.31 ○議長(坂下勝保議員)**

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第7号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第8号について採決を行います。

認定議案第8号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.32 ○議長(坂下勝保議員)**

賛成多数であります。よって、認定議案第8号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第9号について採決を行います。

認定議案第9号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

### No.33 ○議長(坂下勝保議員)

賛成多数であります。よって、認定議案第9号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第10号について採決を行います。

認定議案第10号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

### No.34 ○議長(坂下勝保議員)

賛成多数であります。よって、認定議案第10号は委員長報告のとおり認定と決しました。

以上で日程2を終わります。

日程3、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

議案第58号から議案第71号までの14議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託しておりました議案について、お手元に配付をいたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について、それぞれ各委員長より報告を願います。

初めに石橋敏明総務文教常任委員長、登壇にて報告を願います。

### No.35 ○総務文教常任委員長(石橋敏明議員)

総務文教常任委員会の審査内容と結果についてご報告申し上げます。

去る9月9日午前10時より、委員全員と市長以下関係職員の出席のもと、委員会を開催し、本委員会に付託されました議案5件を審査いたしました。

以下、議案に従い、審査経過をご報告申し上げます。

初めに、議案第60号 豊明市土地開発基金条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、土地は購入価格で約7億円分ある。処分できそうな土地もあり、処分して現金化に努めたいと考えている。3億5,000万円の運用基金以外は処分の対象となる。

使用されていないまとまった宅地が7件ほどあり、処分を考えたい。

有事を第一に考えており、通常は他の基金でやりくりしているなどの答弁がありました。

以上で質疑を終結し討論に入りました。

市の財政が厳しい中、少しでも運用ができるように、足りないときにこういう基金を有効に活用するように要望して賛成する。

土地を買うための基金では、今後不要とも考えられる。有効な使い方を考えてほしい。

賛成するなどの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 60 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 64 号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、直ちに質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 64 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 65 号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、直ちに質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 65 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 67 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第 5 号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、庁舎の清掃委託については、平成 20 年度に予算化し、21 年度の設計の段階で、ピータイルのクリーニングを 2 カ月に 1 回から 3 カ月に 1 回に減らした。

過誤納の還付と還付までの期間は、法人市民税は確定申告等で確定した段階で早く還付している。

具体的な期間はケースによるが、過誤納の額が確定したら、できるだけ早く事務処理している。

今回の中には倒産会社の該当はない。

社会人経験教員補助・特別支援員事業業務のそれぞれの金額は、前者が 319 万 4,000 円、後者が 571 万 5,000 円である。

また、小学校のパソコンは、教職員 221 名に新たに配置するもので、現在はリースをしていません。

栄中学校営繕工事費の耐震補強については、設計業者の補強方法と耐震構造委員会との方法に見解の相違があったと認識しています等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

不交付団体となったこととか、不況による過誤納還付金が増えたことはやむを得ないが、還付に関する事務は速やかに進めるようお願いしたい。

緊急雇用創出事業で、学校は社会人経験者の雇用がスムーズにできるかという点と、今後の予算確保の問題が心配。

郷土資料コーナー整備の人は、縁故者のないよう、ハローワークに頼むなどされたいなど、賛成の立場での討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 67 号のうち、本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 71 号 財産の買入れについて(真空冷却機及びネット搬送用フライヤー)を議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、設計金額を出すために、事前に納入可能な業者から参考見積もりを取りました。

予定価格は公表していません。

真空冷却機は1台 1,400 万円程度で、据えつけ費は 140 万円ほどです。

ネット搬送用フライヤーが 1,280 万円ほど、据えつけ費が 119 万円ほどで、全体の約1割が据えつけ費用となります。

機器は指定しています。調理場の1日当たりの給食数などを考慮の上、他の給食センターを視察したりして機器選定を行った。

また、真空冷却機は当メーカーが非常にすぐれており、県内の多くの給食センターで使用されている。よい機械を使用したいと思い、メーカー指定したなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

4,620 万円を目標にした設計を組むなどの努力が欲しかった。メーカーの競争原理を働かせる努力も必要。教育委員会の中で臨時交付金の範囲を超えない努力をされるよう要望して賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 71 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました議案の審査内容と結果についての報告を終わります。

#### No.36 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

続いて毛受明宏厚生常任委員長、登壇にて報告を願います。

#### No.37 ○厚生常任委員長(毛受明宏議員)

議長のご指名をいただきましたので、厚生常任委員会に付託されました議案の審査内容と結果について報告いたします。

去る9月 10 日午前 10 時より、厚生常任委員全員と市長並びに関係職員出席のもと、委員会を開催し、9案件とも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

初めに、議案第 59 号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたしました。

説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

譲渡所得を加えるとはとの質疑に対し、先物取引の譲渡所得と事業所得及び雑所得との損益所得の規定を加え、損益通算をすると、国保税の課税所得金額が減額となり、国保税も減額となるとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

譲渡所得については、多額の投資家が減額になる。また、大資本家の減税につながるので、反対するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 59 号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 61 号 豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第 61 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 62 号 豊明市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたしました。

説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第 62 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 63 号 豊明市介護保険条例の一部改正についてを議題といたしました。

説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第 63 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 66 号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正についてを議題といたしました。

説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第 66 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 67 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第 5 号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

住宅手当緊急特別措置費の周知と人数についての質疑に対し、当市ホームページと 11 月または 12 月の広報に掲載する。1 カ月 17 名分の 6 カ月です。

保育園補助員設置委託料の時間、人数、すべての保育園に配置するかとの質疑に対し、午前 8 時半から午後 4 時半まで。人数は 5 名、2 園で 1 名を雇用します。

歳入の妊婦健診補助金の超音波検診は何回との質疑に対し、1 回ですとの答弁があり

ました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 67 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第5号)のうち、本委員会所管部分については全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 68 号 平成 21 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第 68 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 69 号 平成 21 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたしました。

説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第 69 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 70 号 平成 21 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第 70 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で厚生常任委員会に付託されました議案の審査内容と結果についての報告を終わります。

#### No.38 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

続いて三浦桂司経済建設常任委員長、登壇にて報告を願います。

#### No.39 ○経済建設常任委員長(三浦桂司議員)

議長のご指名を受けましたので、経済建設常任委員会に付託されました案件の審査内容と結果についてご報告いたします。

去る9月 11 日午前 10 時より、経済建設常任委員全員と市長以下関係職員の出席のもと、委員会を開催し、付託されました2案件を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

初めに、議案第 58 号 市道の路線認定についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、現在は行きどまりですが、熊野豊明線が開通した後は、地域住民の利便性につながると思います。

現在はブドウ畑であります、もうすぐ用地買収が終わります。

現在は農地ですが、土地収用法で取得するため、農業委員会の許可は必要ありませんとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 58 号 市道の路線認定については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第 67 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第5号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、河川の維持管理はシルバーに委託。人数は8名で、期間は3カ月。42 日間を予定しています。

緊急雇用ということで、委託先を検討しましたが、シルバーも仕事が減っていて、会員の生活を維持するため。また、実施する時期は冬季となります。

のり面に草や女竹が生えているのではなく、中堤のところに生えています。女竹なので、草刈り機で十分対応できます。

また、大原公園の用地買収はJRAからの環境整備費 5,000 万円を充当します。今回の買い戻しは、平成 14 年度取得分が2筆、17 年度取得分が6筆です。

緊急雇用創出事業費補助金の返還金がないように、各課に条件をクリアするように指導している等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論として、緊急雇用創出事業費補助金の事業は、緊急に必要なものや生活に困っている人への事業を選定するなど、担当部署と連絡をとって、求められている仕事に対応するように要望して賛成討論とするとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第5号)のうち、本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で経済建設常任委員会に付託されました案件の審査内容と結果についての報告を終わります。

#### No.40 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.41 ○議長(坂下勝保議員)**

以上で委員長報告に対する質疑を終結します。

ここで、議事の途中でありますが、午後1時15分まで昼食のため休憩といたします。

午後零時2分休憩

午後1時15分再開

**No.42 ○議長(坂下勝保議員)**

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

それでは、討論・採決に入ります。

初めに、議案第58号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第58号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.43 ○議長(坂下勝保議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第59号については討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、山盛左千江議員。

**No.44 ○15番(山盛左千江議員)**

それでは、議案第59号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正について反対の討論をいたします。

先の議会で上程・可決された市税条例の一部改正に伴い、国保税も改正するもので、その内容は上場株式等に係る譲渡損失の損益通算や、配当所得に係る課税の特例を認めようとするものです。

この不況下で上場企業への配慮もあってか、投資家が株で損をしたら、国保税が減免になるという特定の層の人たちが恩恵を受ける、いわゆる金持ち優遇の改正です。

国保は年金生活者や低所得者を多く抱えております。この特例により減免された分は、他の被保険者への負担となつてはね返ってまいります。低所得者の減税こそ、今最も最優先されるべきこのときに、金持ち優遇の減税に納得できるものではありません。

また、国保制度が大きく見直されたとはいえ、国保の財政の健全化はまだ不透明な状態

であり、一般会計からの繰り入れに頼る現状に変わりはありません。

国保の性質や税の公平性、国保会計の実情など考え合わせ、本改正案には反対いたします。

**No.45 ○議長(坂下勝保議員)**

続いて、前山美恵子議員。

**No.46 ○22番(前山美恵子議員)**

議案第 59 号 国民健康保険税条例の一部改正について反対の討論をします。

この条例改正は、国の税制改正にあわせて国保税に反映する仕組みの一部改正であります。

大株主に多大な恩恵を与えている証券税制で、上場株式譲渡益、配当に対する税率が10%に軽減されておりますが、加えて個人投資家の株式投資リスクを軽減するため、2009年より上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みが導入されました。

例えば、株式の譲渡損失が1,000万円発生したとき、2,000万円の配当を受け取っている場合、損益通算後は配当益1,000万円のみ課税され、事実上、減税されることとなり、これが国保税の課税の特例として反映されることとなります。

当然、この改正によって、多額の資金で投資を繰り返す大資産家が最も恩恵を受けることになり、その一方で、高く払えないほどの国保税に苦しんでいる庶民には何の恩恵もありません。

よって、この不公平な条例改正に反対いたします。

**No.47 ○議長(坂下勝保議員)**

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 59 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.48 ○議長(坂下勝保議員)**

賛成多数であります。よって、議案第 59 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 60 号についても討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、平野龍司議員。

**No.49 ○7番(平野龍司議員)**

議案第 60 号 豊明市土地開発基金条例の一部改正について、市政クラブを代表して賛成の討論をします。

この条例改正については、基金を有効活用し、現在ある現金、約8億円の一部を市財政への補てんに充て、市民サービスの低下を招かないようにと、6月議会において我が市政クラブが提案したものです。

来年度の税収は、今年度よりさらに落ち込み、予算編成に苦慮されるものと予測されます。基金の取り崩しはできる限り避けた方がいいと思いますが、現在の財政状況を考えれば、今以上の事業縮小や市民サービスの低下を招くおそれがあります。

そうしたことをできるだけ避け、「住みやすいまち豊明」、「住んでよかったまち豊明」と、市民の方々に言っていただけるような行政を進めていただくことを要望します。

この基金を有効かつ適正に活用していただくことをお願いして、賛成の討論とします。

#### No.50 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、山盛左千江議員。

#### No.51 ○15番(山盛左千江議員)

議案第 60 号 豊明市土地開発基金条例の一部改正について賛成の立場で討論をいたします。

本改正は、土地取得という基金の設置目的以外でも、市長が必要と認めれば、用途の制限なく取り崩すことができるようにするものです。

豊明市はこのところ、花と緑の基金や文化振興基金を次々に廃止し、一般財源の不足を補ってきました。

この基金は、市が買い取ることができない土地を幾つも保有していることもあり、廃止することもできず、また土地取得が必要な公共工事が減少し、預金として8億円、土地の分を合わせると15億円が残されています。

財政調整基金については、本年度予算後の残金は7,000万円で、自転車操業どころか、じり貧の状態にあります。最後のとりでに手をつけようと考えたことに危機感を覚えます。

本来、財源不足が生じれば、無駄をなくし、歳出の抑制に最大限努力すべきで、基金に次々に手をつけることは無責任の批判を避けられないことだと思います。

20年度の決算ベースで、借金の総額は244億円、基金の総額はその10分の1です。バランスのとれた財政のかじ取りが求められます。

こうした基金の使い方から、また今、最大会派からの討論もありましたが、不測の事態に限らず、一般財源の補てんに使うよう求める発言がありました。この改正には反対の方がいい、そのほうが安心だというふうにも考えましたが、次の2つの理由から賛成することといたしました。

1つ目は、答弁で第2の財調のように安易には使わない。災害や新型インフルエンザの

大流行など、不測の事態が起こったとき用だと明言されたことにあります。

2つ目は、土地取得という今後、活用機会の少ない目的のために、これだけの額の基金を残しておくことに疑問を感じるからです。

私たち市政改革の会は、不測の事態に備え、市民の命や財産、ライフライン復旧のための基金を新たに創設してはどうかと考えております。今議会での答弁が、時間の経過とともに風化してしまうことを避けるためにも、目的を絞った基金の創設に前向きに検討をしていただけるように期待し、討論を終わります。

#### No.52 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、前山美恵子議員。

#### No.53 ○22番(前山美恵子議員)

議案第 60 号 土地開発基金条例の一部改正について賛成の討論をします。

本市の一般基金が枯渇しつつある中で、土地開発基金は長い間、多額な基金がためられておりました。この点については、以前から有効に使うよう我が党も申し上げており、予算要望でも要求してきたところであります。

今回の提案理由として、基金の一部を、災害などの不測の事態に備えて、財源確保をするために必要とされるところから、取り崩しのための条例改正ということであり、基金の一部は開発基金条例にある 3.5 億円を下回らない額を残し、それ以外は処分の対象となることとあります。

しかし、必要な公共用地を取得する目的を持って設置されている土地開発基金は、別の目的のために取り崩すことができないことから、他に住民要求があっても、その目的に充てることはできないのであります。

現在のところ、本市では土地の先行取得より差し迫った課題が多々あり、このような状況下で土地開発基金に積み立てておく必要はないと考える次第であります。

また、緊急に土地の取得が必要になれば、県の開発基金の利用が可能ともお聞きしております。

よって、国の構造改革で厳しい生活にあえいでいる市民のために、基金を有効に使っていくべきであり、土地開発基金は全廃しても差し支えないと考えますが、今回の一部を処分する条例については一歩前進と見て、賛成といたします。

#### No.54 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 60 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.55 ○議長(坂下勝保議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 60 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 61 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 61 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.56 ○議長(坂下勝保議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 61 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 62 号については討論の通告がありますので、発言を許可いたします。一色美智子議員。

**No.57 ○4番(一色美智子議員)**

議案第 62 号 豊明市国民健康保険条例の一部改正について、公明党市議団を代表いたしまして、賛成の立場で討論を行います。

この条例は、出産育児一時金が2段階でアップするもので、本年の1月に重い脳性麻痺になった場合の産科医療補償責任保険契約制度のプラス3万円と、今回、10月からはさらに4万円引き上げられ42万円になるものです。

出産育児一時金は、保険のきかない出産費用を賄うために、公的健康保険から支払われるものです。今回の4万円の引き上げは、平成21年10月1日より平成23年3月31日までの1年6カ月の限定ですので、この期間以降もより一層の引き上げも含めて、引き続き検討をしていただきますよう要望いたしまして、賛成といたします。

**No.58 ○議長(坂下勝保議員)**

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 62 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.59 ○議長(坂下勝保議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 62 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 63 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

す。

議案第 63 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.60 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 63 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 64 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 64 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.61 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 64 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 65 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 65 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.62 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 65 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 66 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 66 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.63 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 66 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 67 号については討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、三浦桂司議員。

#### No.64 ○3番(三浦桂司議員)

議案第 67 号 一般会計補正予算書(第5号)について、市政クラブを代表して賛成討論

をいたします。

今回の補正予算は2億 8,600 万円余で、地域経済の悪化に伴う財政難から、緊急雇用創出事業費補助金なども含まれ、地域経済の活性、雇用創出に使われるべき予算も多々あります。

主に、増えた部分について討論をいたします。

総務費として、防犯灯電気料金補助金 55 万円余の増は、犯罪が多発する中、各区、各町内からの防犯灯新設や電気料金値上げに伴う必要経費であり、変動することはやむを得ないことだと思います。

民生費のうち、社会福祉費として心身障害者事務事業として、全国で年間3万人を超える自殺対策の一環として、メンタルヘルス啓発事業委託料において、チラシ等を作成するなど、社会を挙げてみずから命を絶つ人を防ぐことを推進する事業として立ち上げたことは、意義のあることだと思います。

後期高齢者医療療養給付費負担金1億 500 万円余の増は、20 年度分の確定額と21 年度の支払額をプラスした結果であり、今後も増え続ける高齢者医療費の伸びに対して懸念される場所でもあります。

高齢者でも働くことができる場の提供というものが、ひいては医療費の抑制につながっていくのではないかと思います。

民生費の大きな柱として、第1子から3万 6,000 円を、市内で 2,000 人ほどの4歳、5歳、6歳児に支払われる子育て応援特別手当給付金があり、少子化対策として一定の効果が出るものと期待しております。

また、扶助事業として、昨年の急激な経済悪化に伴い、住居まで失った人に対して、住宅手当緊急特別措置費用として 490 万円余を計上したことは評価いたします。

しかし、制度をつくれれば悪用する人が出ないとも限りません。その点は注意していただいて、就労意欲のある人に対して住宅を確保する点を注意深くお願いいたします。

衛生費として、成人病診断等委託料 660 万円増は、我が国で一番死亡率の高いがんの検診増を見込んでいて、早期発見、早期治療という観点から、今後も安価で検診に行ける仕組みづくりをお願いしておきます。

土木費の河川維持修繕事業として、天王川河川の草刈りが盛り込まれました。天王川には草や女竹が生い茂っていて、現状、不法投棄の温床になっておりますので、速やかな草刈りは歓迎いたします。

桜ヶ丘沓掛線用地購入費 5,590 万円余は、JRA環境整備費の増に伴って、土地開発公社から買い戻す用地です。

また、大原公園用地購入費 2,030 万円余は、国庫補助事業確定により買い戻すことになった用地です。これらの事業は、いずれも地域住民から大変強い要望があり、早期の開通、整備が望まれます。

教育振興費として、発達障害児に対して特別支援員や教員補助、定住外国人の児童生

徒に対する授業のサポート、通訳などの増員 350 万円余は、立場の弱い人への配慮もなされております。

学校管理費において、管理用備品購入費 4,150 万円弱でパソコンを購入するわけですが、長い目を見て、リースをするよりも購入したほうが経費削減効果が出るという観点ですが、購入先の選定は地域業者にも配慮していただきたいと思います。

国から急遽、臨時交付金がおりてきて、早急に予算組みをしなければならなかった点は理解できますけれども、原資は税金でありますので、無駄のない使い方をして、より効果が出るようお願いして、賛成討論といたします。

#### No.65 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、一色美智子議員。

#### No.66 ○4番(一色美智子議員)

議案第 67 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第5号)について、公明党市議団を代表いたしまして、賛成の立場で討論を行います。

今回の補正予算は、大きいものでは、昨年につき桜ヶ丘沓掛線と大原公園の用地買収費で、土地開発公社からの用地の買い戻しであります。JRAの整備事業費が増えたことによるものです。

この桜ヶ丘沓掛線は、地元市民の利便性からも早期開通の要望を付しておきます。

次に、子育て応援特別手当給付金、これは昨年に続き、現下の不況下で全体の個人所得が減少しつつあることにかんがみ、臨時特例の措置であります。小学校就学前3歳から5歳の子どもに幼児教育期の負担に配慮する観点から、子ども1人当たり3万 6,000 円を支給するもので、21 年度に限り第1子まで拡大して実施するもので、生活対策の一環です。

今回、住宅手当緊急特別手当措置費として、就労の能力、意欲があっても、解雇に伴い社員寮などの退去を余儀なくされ、収入と住むところを失う方に対し、10 月より6カ月を限度に住宅手当を支給するものですが、このような離職者の支援が大事だと思います。

管理用備品購入費は、小中学校の教師用のパソコン購入費で、2分の1は国が補助をしてくれるものです。これによって、小中学校の教師の方のほぼ全員に1人1台のパソコンが配備されることとなります。今まで教師用のパソコンが不足しておりましたので、今後は教育分野における、より一層のデジタル教育の推進を期待いたします。

経済危機対策のための臨時交付金や基金について、地方自治体では活用を前提に準備を行っています。新政権となり予算執行が見直されると、地方自治体の進めてきた施策や事業について、財源問題で執行に支障が生じることはないよう行われることを強く求め、賛成討論といたします。

No.67 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、山盛左千江議員。

No.68 ○15番(山盛左千江議員)

議案第 67 号 豊明市一般会計補正予算について、賛成の立場で討論いたしますが、数点指摘をいたしておきます。

まず、緊急雇用対策の5つの事業、予算額は約 2,000 万円ですけれども、この財源は全額国の補助金で、5つのうち2つの事業、保育園や河川の草刈業務がシルバー人材センターに委託されるとのことでした。

教育振興費にも3つの緊急雇用事業がありますが、こちらは教員資格が必要であったり、障害児の支援という特殊な業務であったり、また定住外国人を対象にしていたりと、草刈りのようにだれもが応募できる内容ではありません。

概要には、「雇用対策としては、特に厳しい現状にあり、緊急の対応が必要である中高年の非自発的失業者及び学卒未就職者を重点に対策の充実を図る」と書かれています。

シルバー人材センターの活用もいいことにはなっていますが、中高年とは 45 歳から 65 歳ということであります。補助金の趣旨からいえば、若者や定年前の人たちの雇用創出がよりふさわしいと言えます。担当が求人や人選の手間を省きたいがために、シルバー人材センターに委託を決めたのではないかと、頭をかすめてしまいます。

今議会に勤労者の自殺防止や失業者への生活保護策としての住宅手当緊急措置費の補正が提案されました。行政としての政策の一貫性から考えても、今言ったような方たちに対する雇用の創出をすべきであったと思います。

次に、学校の耐震工事費 5,000 万円の執行残についてです。

1,300 万円は入札残でありますけれども、残りの 3,700 万円は、耐震強度の計算に県との見解の相違があったためという答弁がありました。設計の甘さが否めません。

後期高齢者医療費の約1億円の補正増は、その5割が当初予算の財源不足からやむを得ず補正対応したということで、こうした補正は国保などで例年行われてまいりました。

これまでのあいまいな答弁で逃げていたことを考えれば、正直に答弁をし、説明責任を果たそうとする姿勢は評価に値しますが、医療費が当初予算で組めない一方で、学校の耐震工事は甘い積算というこの事態に、一体予算査定はどうなっているのかと言いたくなってしまう。

来年度の予算編成が始まっていると思います。各課がまずもって事業内容を精査すること、その上でしっかり見積もりをとること。財政調整基金は底をつき、繰越金も年々減少しています。補正の財源に余裕のないときに、こうした補正は危険です。事業の優先順位を考え、次年度予算に臨んでいただきたいと要望し、討論を終わります。

No.69 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、杉浦光男議員。

#### No.70 ○6番(杉浦光男議員)

豊明市一般会計補正予算書(第5号)について、黎明を代表して、評価点等について数点述べ、賛成の討論といたします。

まず総論として、普通交付税、国庫補助金、県補助金、寄附金などを多面に気配りをしながら予算編成がなされていると考えます。どのような財源をいつ、どこに投入するかは行政当局の才覚が問われている問題であります。

耐震工事の入札残等を9月補正に出しました。従来になかった手段ではなかろうかと思えます。その結果、現在ある2億数千万円の繰越金を基金として、来年度の当初予算の財源として残すことが可能となります。

これらの点は、努力の跡が見られ、私はやりくり上手だなと評価させていただきます。

各論として1～2点申し上げます。

歳出10款 教育費について、緊急雇用創出事業費補助金を活用して、社会人経験教員補助・特別支援員事業業務、定住外国人日本語教育推進事業業務として予算化されたことは大いに評価できます。

一見遠い課題のように思われますが、緊急の課題であります。豊明市の子どもたちをすばらしく育てることは、緊急の課題であります。現場の声をよく聞かれたことの結果だと思えます。現場の声を大切にしていきたいと思えます。

同じく歳出8款 土木費について、桜ヶ丘沓掛線用地購入費、大原公園用地購入費について、それに充てる財源は、JRAからの寄附金がその一部をなしています。これは、熊野豊明線の改良工事に伴い、寄附金額の増額というか、プラスというような形で確保できたものだと聞きました。熊野豊明線の改良事業とあわせて、一連の事業は適宜性があるものと考えます。

行政は切れ間なく続いています。そのための予算執行です。財政上やりくりしながら進まなくてはならないのが現在の状況だと思えます。しかし、着眼大局、着手小局で健全財政を目指し、豊明市民の幸せのために、当局におかれまして本当に頑張ってくださいことをお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

以上。

#### No.71 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第67号に係る各委員長の報告は可決であります。

本案は各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.72 ○議長(坂下勝保議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 67 号は各委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 68 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 68 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.73 ○議長(坂下勝保議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 68 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 69 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 69 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.74 ○議長(坂下勝保議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 69 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 70 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 70 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.75 ○議長(坂下勝保議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 70 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 71 号については討論の通告がありますので、発言を許可いたします。山盛左千江議員。

**No.76 ○15番(山盛左千江議員)**

議案第 71 号 財産の買入れについて賛成の討論をいたします。

給食センターの真空冷却機及びネット搬送用フライヤー、各2台を 5,200 万円余で購入するものです。先の7月 30 日の臨時議会で購入が可決され、財源の内訳は臨時交付金 78.7%、市の持ち出し 21.3%ということでした。

議案の質疑で、金額は業者から見積もりも出させ、しっかり精査の上で計上した。臨時交付金の中でおさまると答弁したものの、入札結果は大違い、650 万円もオーバーしてい

ます。

食い違った理由は、給食センターがメーカー指定したからとのことですが、これでは競争性が働くはずはなく、臨時議会から3週間しかたっていない入札で、なぜこうしたちぐはぐな説明になるのか、納得できるものではありません。

同様の見込み外れは、公用車、ごみ収集車、AEDの購入でも、また河川の水位監視システムの作成委託、受水槽の取付工事でも起こっています。AEDの落札率が70%であったため、平均の落札率は下がりましたが、それでも87.2%で、そのAEDも62.8%を見込んでいたことを見れば、褒められたことではありません。

残るところ、大口のデジタルテレビや電子黒板の購入と、トイレの改修工事だけのようです。入札残を出し、国に交付金を返還することだけは避けたいということは理解いたしますけれども、一般財源に手をつけなくてもいいよう、ぎりぎりのところでおさまるよう努力を求めておきます。

全体の入札残を2割と決めたのは企画と財政だそうで、交付金と一般財源の割り振りは企画課が行ったと聞きました。精査したとの答弁とはほど遠い見込み外れに反省を求めるところです。

決めたところが答弁しないから歯切れの悪い答弁となり、縦割りの弊害というか、説明責任をあいまいにする体制が目につくのだと思います。

その上、2,000万円以上の物品購入は議会に諮ると言っていたことも守られず、分割発注されるようです。地域活性化のために市内業者に分割発注するならばそれでもいいでしょう。しかし、方針を変更するならば説明すべきです。当局の答弁は信用できず、何のための議会なのかわからなくなってしまいます。

本案は、必要な機器の購入でありますので反対はいたしません、今後の課題として、十分心にとめていただきますよう申し添えておきます。

#### No.77 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第71号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.78 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で、日程3を終わります。

日程4、意見書案第3号から意見書案第5号までの3件を一括議題といたします。

意見書案第3号から意見書案第5号までの3件について、提案者より提案理由の説明を

求めます。

石橋敏明議員、登壇にて説明を願います。

#### No.79 ○9番(石橋敏明議員)

議長よりご指名がありましたので、意見書案第3号から第5号まで、3件について提案説明を行います。

それぞれ朗読させていただいて、提案説明にかえさせていただきますので、よろしく願います。

初めに、意見書案第3号を朗読いたします。

学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書。

未来を担う子どもたちが健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では、いじめや不登校、非行問題行動など、子どもたちをとりまく教育課題は依然として克服されておらず、また、特別支援教育のあり方や日本語教育の必要な子どもの増加などの課題にも直面している。これらのさまざまな課題に対応するためには、学級規模の縮小は不可欠であり、各地方自治体ごとの工夫で学級規模の縮小が行われているものの、その配置教員などの財政負担は本来国が負うべきものとする。

一方、第七次定数改善計画が2005年度に完結して以来、次の改善計画の実施は見送られたままになっている。また、「行政改革推進法」の制定により、文部科学省のその後の教員定数改善措置は、学校現場の課題解決に結びついたものとは言えず、子どもたち・保護者・市民の願いに応えるものとはなっていない。一人ひとりにゆきとどいた教育を実現するためには、教員が子どもと向き合う時間を確保し、よりきめ細かな指導が可能となるようにしていかなければならない。そのためにも、教職員定数増をはじめとした教育条件整備が重要であり、次期定数改善計画の実施を含めた国によるさらなる定数改善が望まれる。

よって、本市議会は国に対し、平成22年度の政府予算編成にあたり、国段階における学級規模縮小と次期定数改善計画の早期実施にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月29日

提出先 内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣 殿

愛知県豊明市議会議長 坂下勝保

続いて、意見書案第4号を朗読いたします。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書。

私立学校は、公立学校とともに県民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、県においては、学費と教育条件の公私間格差是正と父母負担軽減を目的として、「経常費2分の1助成(愛知方式)」、「授業料助成」など、各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、平成11年度に経常費助成が総額15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、単価では増額に転じてきたが、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。

さらに、一方で、私学経費の2分の1を助成する現行の「愛知方式」では、経費を節減するほど助成額が減額されるという矛盾をはらんでおり、このままでは、学費と教育条件の公私格差が一層拡大していくという状況に鑑み、「公私格差」を是正することにつながる新たな助成制度の実現が切望される。

私立高校は、生徒急増期においては、生徒収容で多大な役割を担うなど、「公私両輪体制」で県下の「公教育」を支えてきたものであり、それは、長年にわたる県政の最重点施策でもあった。確かに、県の税収減など財政難には厳しいものがあるが、そうした時だからこそ、公私立間で均衡のとれた財政措置をとることが求められている。

よって、本市議会は県に対し、私立高校等への経常費助成を増額し、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、学費と教育条件の「公私格差」を着実に是正できる新たな助成制度を確立することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月29日

提出先 愛知県知事 殿

愛知県豊明市議会議長 坂下 勝保

続いて、意見書案第5号を朗読いたします。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書。

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても、学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和50年に制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由とした私学助成削減の動きが急速に広がっている。

さらに、昨今の不況が子どもを直撃し、「経済的理由」で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、過重な学費負担のため、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、「教育の機会均等」を著しく損なっている。

このような私学を取り巻く厳しい状況の中で、都道府県における私学助成制度の土台と

なっている国の私学助成が果たす役割はますます大きくなっている。

今年度予算では、高校以下では1.7%増額されるとともに、授業料減免事業支援のための特例交付金が計上されるなど、私学への予算措置は一定の前進をみせているが、今後、さらに公私格差を是正するためには、国による「授業料助成」制度の実現が急務と考える。

よって、本市議会は国に対し、国の責務と私学の重要性に鑑み、父母負担の公私格差を是正するための授業料助成を実現するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

併せて、専任教職員増などの「教育改革」の促進を目的とした特別助成の実現を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月29日

提出先 内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣 殿

愛知県豊明市議会議長 坂下勝保

以上3件の意見書案につきまして、議員全員の賛同をお願いして、説明を終わります。

#### No.80 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま、議題となっております案件はいずれも意見書案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

初めに、意見書案第3号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

#### No.81 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.82 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。  
続いて、意見書案第4号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.83 ○議長(坂下勝保議員)**

これにて、討論を終結し採決を行います。  
意見書案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.84 ○議長(坂下勝保議員)**

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。  
続いて、意見書案第5号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.85 ○議長(坂下勝保議員)**

これにて、討論を終結し採決を行います。  
意見書案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.86 ○議長(坂下勝保議員)**

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。  
以上で、今期定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。  
ここで、当局に対して注意を申し上げます。

先の決算特別委員長の報告にもありましたとおり、今期定例会において配付されました資料の中に、非常に多くの誤りがありました。

このことは、議会に対する議案、資料の信憑性にもかかわる重大な事態であることを認識され、今後は全職員の強い自覚のもと、責任を持って資料の作成及び確認に当たられるよう、強く申し添えておきます。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

**No.87 ○市長(相羽英勝君)**

議長のお許しをいただきましたので、第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会には、平成20年度一般会計、特別会計の歳入歳出決算の認定を始め、全議

案とも慎重審議の上に可決・認定をいただきまして、まことにありがとうございました。

また今般、認定審議いただきました一般会計及び特別会計を始め、この審議資料の中に誤記、誤謬、漏れ等が頻発をいたしました。決算特別委員長の平野委員長を始め、委員の皆様には、審議に多大な影響を与え、大変ご迷惑をおかけいたしました。改めておわびを申し上げます。

今後、このような事態を起こさないためにも、原因の究明、つまりデータの収集であるとか、あるいは加工であるとか、作表チェック、検証機能等々徹底を図り、再発防止に努めてまいりますので、議員各位の格別のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、すべての議案審議を通じまして、議員各位から示唆に富んだ貴重なご意見あるいはご提言をたくさんちょうだいいたしました。私といたしましても、議員の皆様方のアイデアも含めて、この示唆に富んだご意見を少しでも多く市政に反映させてまいりたいと、こういう覚悟でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

さて、政権選択が争点でありました先の衆議院選挙で、野党一党の民主党が過半数を獲得して政権を奪取したのは、戦後初めてのことでございます。

また、1993年、非自民による細川政権から数えまして16年ぶりの政権交代となりました。日本の政治も新たな時代を迎え、去る9月16日には、民主党を中心とした連立政権がスタートいたしました。

したがって、市といたしましても、新政権の政権運営の動向にはしっかり注目をし、その進捗状況を把握して、前政権下での補正予算の遂行につきましては、今後ともタイムリーな対応が必要とされると考えております。

結びとなりますけれども、これから秋本番を迎え、区内、町内では秋の例大祭を始め、文化、スポーツ、収穫の時節となります。議員各位の皆様方におかれましては、大変ご多忙とは存じますが、引き続き、ますますのご活躍を祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

#### No.88 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

長期間にわたるご審議、まことにご苦労さまでした。

これにて、平成21年豊明市議会第3回定例会を閉会いたします。

午後2時9分閉会

